

## 職員の処分について

平成30年11月20日

人 事 課

## 1 事案の概要

当該職員は、本年6月25日、前夜の飲酒により酒気を帯びていることを認識した上で、通勤のため秋田市内の国道7号を自家用車で走行した上、接触事故を発生させた。

その際、当該職員は、一旦下車したものの、相手方の了承を得ないままその場を立ち去り、職場へと向かった。

その後、勤務先で警察官の事情聴取を受け、呼気検査で1リットル当たり0.83mgのアルコールが検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転）により逮捕された。

当該職員は、同容疑により10月24日に略式起訴され、同月30日に罰金35万円の略式命令を受けた。

## 2 処分内容（発令 平成30年11月7日）

## (1) 当事者

中央家畜保健衛生所

主幹 相澤 健一	57歳	男	免	職
----------	-----	---	---	---

## (2) 管理監督責任

中央家畜保健衛生所長	59歳	男	訓	告
------------	-----	---	---	---

中央家畜保健衛生所次長	55歳	男	訓	告
-------------	-----	---	---	---